

令和 4 年 5 月 23 日

障害福祉サービス事業所 各位

練馬区福祉部

障害者施策推進課長 今井 薫  
(公印省略)

就労系障害福祉サービスにおける在宅支援の取扱いについて（通知）

日頃から練馬区の福祉施策にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）における在宅でのサービス利用については、新たな生活様式の定着を見据え、令和 2 年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いが、令和 3 年度以降は常時の取扱いに変更されました。これを受け、東京都は、令和 4 年 3 月 30 日付東京都福祉保健局事務連絡「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱いについて」（以下、「都通知」という）を発出しました。

練馬区においては、現在、令和 2 年 6 月 19 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 6 報）」に基づく在宅でのサービス利用に限ってサービス提供をしている事業所であって、今後、常時在宅でのサービス提供を行う事業所については、下記のとおり取り扱いといたしますのでお知らせします。ご不明な点等は、担当までお問い合わせ下さい。

記

1 常時の在宅支援の対象者

コロナ禍における臨時的な対応としてではなく、常時の取り扱いとして、在宅でのサービス利用を希望する対象者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると支給決定機関（※）が判断した方

※当該利用者を担当する総合福祉事務所または保健相談所

2 区への届出内容

つぎの書類をご提出ください。

(1) 「在宅支援実施届（常時）」

(2) 支援の内容と実施方法およびその効果のわかる書類（個別支援計画書にその旨の記載がある場合は、個別支援計画書の写しで構いません。）

### 3 提出先

障害者施策推進課就労支援係

【重要】2(2)「支援の内容と実施方法およびその効果のわかる書類」は、同時に、支給決定機関へもご提出ください。

### 4 その他

(1)対象者に追加があった場合は、随時書類の提出をお願いします。

(2)報酬算定の際には、「実績記録表」の備考欄に「在宅支援」と記載し、国保連伝送により提出してください。

(3)在宅支援に関連する書類は、確認を求める場合がありますので、適切な管理・保管をお願いします。

[担当]

(届出に関すること)

障害者施策推進課就労支援係

【電 話】03-5984-1387

【F A X】03-5984-1215

【E m a i l】shogaisisaku03@city.nerima.tokyo.jp

(報酬算定に関すること)

障害者サービス調整担当課障害者給付係

【電 話】03-5984-1021

【F A X】03-5984-1215

【E m a i l】shogaisisaku06@city.nerima.tokyo.jp